

《記入例1》

退職等により、未徴収税額（令和7年5月までの分）を従業員が個人で納付する方法（普通徴収）へ切り替える場合

年税額75,000円の人が令和6年8月31日に退職する場合

年税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
75,000円	6,800円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円

年税額(ア)75,000円

既に納入済みの額 今回納入する額

未徴収税額(ウ)55,800円=普通徴収へ切り替える額

徴収済額(イ)19,200円

異動届は、異動があつた日の翌月10日必着で提出してください。

※普通徴収に切り替える場合は、納入書の再発行を行っていません。納入書の使用方法については、8・9ページをご覧ください。徴収額変更後の納入書を希望される場合は、欄外余白に赤字で「納入書希望」と記入していただくか、電話等にてお申し付けください。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

令和6年9月1日提出

御殿場市長 御殿場市秋原483番地 ゴテンバシコウ 御殿場振興株式会社

特別徴収義務者指定番号 7000011

宛名番号

担当 所属 人事部給与担当

当絡 氏名 みくりや 花子

先 電話 0550-82-4129 内線 ()

フリガナ ハギワラ サブロー

氏名 秋原 三郎

生年月日 昭平38年2月2日

個人番号 987654321098

受給者番号 A-123

1月1日現在の住所 御殿場市御殿場1-2-3

異動後の住所 同上

特別徴収税額(年税額) (ア) 75,000円

徴収済額 (イ) 19,200円

未徴収税額(ア)-(イ) (ウ) 55,800円

異動年月日 異動の事由 異動後の未徴収税額の徴収方法

1. 退職 2. 転職・長欠 3. 休職・死亡 4. 死 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他

1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)

選択した番号に対応する下欄もあわせて記入してください

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者指定番号 (新規) 法人番号

所在地

フリガナ

氏名又は名称

担当者連絡先 所属 氏名 電話 内線 ()

新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期)から 徴収し、納入できるよう連絡済みです。

2. 一括徴収の場合

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があつたため

2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定日 徴収予定額(上記(ウ)と同額)

左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限)で 納入します。

3. 普通徴収の場合

1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与、退職手当

3. 死亡による退職であるため

指定番号とは税額通知書に記載されている番号です。

普通徴収に切り替える場合は「3. 普通徴収の場合」欄に、該当する番号を必ず記入してください。

●異動届の早期提出のお願い
月末までに届いた異動届をもとに、翌月20日頃に変更の通知を発送しています。(一部例外あり。3ページ参照) 翌月1日以降に届いた異動届は、通知をするのが異動があつた日の翌々月となる場合がありますので、早期提出にご協力ください。